

せたがや訪問介護連絡会 平成23年度第1回定例会議事録

日時：平成23年7月15日（金）18:30～20:30

場所：成城ホール C・D会議室

出席者：58名 29事業所

講演：「世田谷区介護保険課による外出介助等について」

講師：宮崎 俊秋 氏（世田谷区介護保険課・事業者支援担当係長）

平成23年5月に世田谷区介護保険課より訪問介護における居宅以外でのサービス提供に関する見解が事例集として示された。宮崎係長よりその考え方や基準、提供にあたってのプロセスについて説明いただいた。

1. 介護保険最新情報 vol 220 が近々発表され東京都のHPにアップされているので参考にどうぞ。ストーマについてはオステイミイ協会より皮膚剥離など通常無いので医行為として考えなくても良いのではないかと基本的には考えられるが事故例もあるので注意が必要とのこと。

2. 『世田谷区における外出介助等に関する事例集』の冊子が各事業所に一部ずつ郵送済み。PDFファイルで区のHPからダウンロードも可能となっている。

- ・ 事例集の知識編 P3～7を今回資料として配付。解説いただく。（散歩の同行・通院介助・院内介助・通所系サービスの送迎・家族の見舞い、面会等の外出介助・銭湯への同行及び入浴介助・理美容院への同行について理解を深める）
- ・ この冊子についてはあくまでも世田谷区限定であり他の自治体では取り扱いが異なるので注意が必要。
- ・ 今年の3月11日に起きた東日本大震災で被災した方は自宅以外に避難所、旅館、知人宅などに居るが居宅系サービスは居宅においてと規定しているが自宅以外に居ても必要なサービスが同様に受けられるように自治体に依頼されている。
- ・ 外出介助等→ 散歩の同行は外出介助ではない、地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所で散歩の同行について認めた場合には訪問介護として提供できる。その場合は適切なケアマネジメントと安全の確保をした上で認められるべきであるとのこと。
- ・ 通院介助について：P77の1-3-3に基づく。病院から病院のみの介助は適用外。自宅から発着して2カ所以上立ち寄る場合はOK。通院に買い物同行が伴う場合は効率的であればOK。
- ・ 院内介助について：本来は医療スタッフが行う行為。移動・排泄・常時見守りが必要な介助については算定できる。診療時間と検査は適用外。参考→P87・92

- ・ 総括：知識編を見て

- ① 他のサービスを検討した上で困難な場合に認められるもの→例 銭湯
- ② 他のサービスと無関係に認められる物
 - 散歩の同行は初めから必要であれば OK であり Dr. の意見は必須ではなく体力的な問題などアドバイスは必要ならばただけが良い。
- ③ ケアマネが適切なアセスメントを行いケアプランを作成する。訪問介護事業所の方のみで断らないこと。
- ④ 疑義があれば保険給付担当に HP より事業者向け情報から疑義照会を行い検討すること。

3. 介護保険法改正について

平成 24 年 4 月施行の介護保険法改正について 6 月 15 日国会で可決成立した。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律整備で 188 の法律改正となった。条例制定権の拡大。事業者指定基準（人員・施設基準・床面積・その他の事項）についても都道府県の条例で定める。事業者指定の法人格についても条例で定める。平成 24 年 4 月より施行だが経過措置あり。

4. 参加者からの感想・意見等

- ・ 外出介助について今まであいまいだったが理解できて為になった。
- ・ 理美容についてはっきりして他の点も確認できて良かった。
- ・ 銭湯介助について 8 年前に疑問に思いながらサービスしていて不安だったがわかって良かった。
- ・ 24 時間訪問介護を世田谷区として積極的にやっていくのか知りたい。→多分推進していくと思われるが議論中
- ・ 今までの疑問がクリアになった。家族の面会について老々介護の妻が暑さのため行けず今は自費でヘルパーが行っている。葬儀や法事の際は保険対応できるか知りたい。
- ・ 散歩について頑張っている利用者にとって良いこと。
- ・ 散歩が駄目と言われたときは疑問だった。同居家族の生活援助禁止、生活援助の 90 分以内までなど使いづらくデイの利用が使いやすく訪問介護は報酬も下がり不利だった。散歩が認められて良かった。
- ・ 墓参りは認められるか？自立支援法で宗教の礼拝参加は認められているようだ。（布教は駄目）
- ・ 最終的にはケアマネの判断になってしまう事が多いが担当者会議できちんと意見が言えるようにしていきたい。
- ・ 世田谷区介護サービスネットワークに対して要望。墓参り、デパートの買い物など利用者の QOL に必要なサービスは自立支援の様に介護保険でも移動支援サービスが創れない

いか提案して欲しい。

- 通院介助でタクシー内で身体を支えていなくても気分の確認にどこまで適用できるか？→必ずしも支えていなくても良いが FAX で疑義照会して下さい。
- 在宅生活の限界点を上げ出来る限り在宅生活が維持できるようにしたい。看護との連携も必要とされる。
- **※不明な点は事業者で抱え込まず随時区に疑義照会して下さいとのことです。**